

家族緊急一時帰国費用追加補償特約

第1条 (被保険者の範囲)

(1) 当社は、この特約により、本人(*1)に加えて、本人に帯同する家族を緊急一時帰国特約に限り被保険者とします。

(2) (1) にいう家族とは下表の者をいいます。

①	本人の配偶者および子
②	本人と生計を共にする本人の3親等以内の親族

(*1) 緊急一時帰国特約(*2)の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 緊急一時帰国費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (緊急一時帰国特約の親族の範囲)

この特約については、緊急一時帰国特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の①から③までの規定中「被保険者」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第3条 (支払限度額の個別適用)

この特約については、緊急一時帰国特約第8条(当社の支払限度額)(1)の規定は、第1条(被保険者の範囲)に規定するそれぞれの被保険者ごとに適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款に付帯された緊急一時帰国特約の規定を準用します。